

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業(ICT導入支援事業) 補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（ICT導入支援事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 介護分野におけるICTの導入を支援することにより、介護業務の効率化や介護従事者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）上の介護サービスを行う沖縄県内所在の事業所（以下「事業所」という。）を運営する者（以下「事業者」という。）とする。

(事業内容)

第4条 事業者がICTを導入するために要する経費の一部について助成する。

(要件等)

第5条 この補助金を受けるための要件等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。
また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。
- (2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。なお、上記標準仕様は令和2年3月26日に改訂版が発出されているので留意されたい。

- (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等を導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」（令和3年1月）を参考にすること。
- (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- (5) タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。
- (6) 本事業によりICTを導入した事業所においては、「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence；LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- (7) 導入計画の作成及び導入効果の報告を行うとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。
- (8) 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）や「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 1.1」（厚生労働省老健局振興課・平成28年度）を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、次に掲げるICTの購入、リース等に要する経費とする。

- (1) タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など
- ア 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。
- イ タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、そ

の場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。なお、ハードウェアを導入する際には、第5条の要件を満たしていることが前提となるので留意されたい。

ウ 既に一気に通貫を実現できている場合は、バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

エ 運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。（ただし、通信費は対象としない）

（補助対象外経費）

第7条 次の各号に掲げる経費は、補助金の対象外とする。

- (1) 開発の際の開発基盤のみのソフトウェアの導入に要する経費
- (2) ネットワーク通信費
- (3) 事業所に設置するパソコン及びプリンター
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) 交付決定前の購入、レンタルリース、整備の契約をしたもの
- (6) その他本事業として適当と認められないもの

（補助額等）

第8条 補助対象となる事業所ごとに、次により算出された額以内の金額で補助を行うこととする。

- (1) 第6条に定める補助対象経費の実支出額の合計に次の表の①欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、②欄に定める補助率を乗じた額を算出する（千円未満切り捨てとする）。

①区分	②補助率
以下の要件のいずれかを満たす事業所に補助する場合 ・ LIFEにデータを提供している又は提供を予定していること。（LIFEへの登録については、デー	

<p>タ入力に係る負担を軽減する観点から、それぞれのCSV連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。(ここでいう「データ連携」は、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている場合を想定している。) 	4分の3
上記以外の事業所に補助する場合	2分の1

(2) (1)で算出した額と、以下の表の第1欄に定める職員数に応じた第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

1 職員数	2 基準額
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤・非常勤の別は問わない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に關係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(事業協議書の提出等)

第10条 補助事業者は、前条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) ICT導入支援事業協議書(様式第2号)
- (2) ICT導入計画書(別紙1)
- (3) 補助金所要額調書(別紙2)
- (4) 補助金収支予算書(別紙3)
- (5) 導入するICT機器等のカタログ・仕様書等、機器の名称・機能がわかる書類
- (6) 見積書の写し
- (7) 従業者の勤務の態勢及び勤務形態一覧表
- (8) その他参考となる書類

(選定方法)

第11条 県は、前条のICT導入計画書等の内容を審査のうえ、予算の範囲内で交付の内示を行う。

(補助金の交付条件)

第12条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更(事業の目的及び内容等のうち、事業の基本的部分に関わらない変更を除く。)をする場合は、補助金変更承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により導入したICTについては、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により導入した価格が30万円以上のICTについては、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて補助事業により導入したICTを処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (7) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の提供を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業により導入するICTについては、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 前各号の条件のいずれかに違反した場合又は第18条の規定による報告を行わない場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、これを返還すること。

（補助金の交付決定）

第13条 補助金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認められたときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し通知するものとする。

（交付申請の取り下げ）

第14条 補助事業者は、前条の交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の取り下げをする場合には、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、交付申請取下げ書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は交付の決定をした年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 補助事業者が額の確定通知を受けたときは、請求書（様式第7号）

を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(導入効果の報告等)

第18条 本事業において補助金の交付を受けICT導入等を行った事業者は、導入年度及び導入翌年度に厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課（以下、「国」という。）に導入製品の内容や導入効果等を報告するとともに、他事業者からの照会等に応じなければならない。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知するものに従うこと。なお、当該報告の内容については、国において公表されることがあるため、予め了承されたい。

(暴力団の排除)

第19条 次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 自己又は自社の役員等(役員等とは、法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。)が、次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)関係者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(その他)

第20条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月12日から施行する。